

## 熊本県「ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律」事務処理要項

### 1 目的

「ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律」に関する事務のうち、熊本県知事が行う事務を取りまとめたものである。

### 2 処理する業務

(1) 「ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律」(平成4年法律第53号)(以下「法律」という。)、法律施行令(平成5年政令第19号、平成11年一部改正)、法律施行規則(平成5年政令第23号)に基づき、熊本県知事が行う事務は下記のとおりである。

ア 法第10条に基づく指示。

イ 法第11条に基づく業務の停止命令等。

ウ 法第17条第1項に基づく報告の徴収及び立入検査。

エ 上記ア、イ、ウにかかる結果を経済産業大臣に報告すること。

オ 法律の啓発及び届出事項の確認及び法律の適正実施指導を目的に行う現地調査。

(2) 熊本県内の区域内において、会員契約の締結、更新又は解除に係る業務等を行う会員制事業者及び会員契約代行者(以下「事業者等」という。)であって、当該会員契約にかかる施設がゴルフ場であり、かつ、当該会員契約に係る施設を継続的に利用させる役務の提供の対価として会員が50万円以上の金銭を支払う場合を対象とする。

### 3 事務内容

(1) 法第10条に基づく指示

ア 次の事項に該当する場合において、会員契約の締結及びその履行の公正並びに会員の利益が害されるおそれがある広告と認められるときは、その事業者等に対し、会員契約の締結、更新または解除に係る業務に関し必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(ア) 下記のことについて、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、もしくは有利であると人を誤認させるような表示をした場合。(根拠：法第6条)

a 指定役務の内容

b 指定役務に係る施設の概要

c 会員の数についての計画

d 指定役務の内容及び提供時期

e 指定役務に係る施設の概要

- f 会員の数についての計画
- g 会員制事業者の資力又は信用に関する事項
- h 会員契約の解除に関する事項
- i 損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する事項

(イ) 会員契約の締結又は更新についての勧誘をするに際し、会員契約に関する事項であって、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、また不実のことを告げる行為をした場合。（根拠：法第7条）

(ウ) 会員契約の解除を妨げる目的をもって、会員契約に関する事項であって、会員の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、不実のことを告げる行為をした場合。（根拠法第7条第2項）

なお、この場合の不実のことを告げる行為とは、例えば、法第12条に規定するクーリング・オフの行使を妨げるために不実のことを告げる行為等が考えられ、会員の正当な権利行使を妨害することをいう。

(エ) 威圧する言動を交えて、会員契約の締結若しくは更新についての勧誘をし、又は会員契約の解除を妨げること。（根拠：法第8条第1項）

「威圧」とは、他人に対して言語挙動をもって氣勢を示し、不安感を生じさせることをいう。

(オ) 会員契約に基づく債務又は会員契約の解除によって生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。（根拠：法第8条第2項）

「会員契約の解除によって生ずる債務」とは、会員制事業者が会員契約の解除によって、会員から受け取った金銭について返還する義務が生じた場合におけるその返還債務等が考えられる。

「履行の拒否」は、契約の相手方の請求に対して明示的に拒否する場合もあるが、明示的に拒否することはしないまでも、実態上「拒否」と認められる場合（会員契約の相手方の請求を聞こうとしない場合等）も含む。

「不当な遅延」については、解除がなされたときに直ちに違反となるものではなく、返還すべき金銭の調達に要する期間等の合理的期間内であれば、違反にならない。

(カ) 顧客に対し、利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供して、会員契約の締結又は更新を勧誘する行為。（根拠：法第8条第3項及び施行規則第11条）

イ 指示を行った場合は、その旨を、九州経済産業局長を通して、経済産業大臣に通知する。(別記様式第1による)

ウ 指示については、以下の考えに基づき行うこととする。

(ア) 法令違反の事実が明らかであって、会員契約の締結及びその履行の公正並びに会員の利益が害されると認められる場合には、事業者等に対して報告徴収又は立入検査を行うことなく、指示を行うことができる。

(イ) 業務改善の指示を行うに当たっては、指示に従わない場合は業務停止命令を行うことや定期的な報告を義務づけること等を併せて通告することができる。

(ウ) 指示の対象となった事業者等の主たる事務所が他の都道府県の区域内にある場合は、当該都道府県知事にも通知する。

## (2) 法第11条に基づく業務の停止

ア 上記(1)アの事項に該当する場合において、会員契約の締結及びその履行の公正並びに会員の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は、(1)の指示に従わないときはその事業者に対し、1年以内の期間を限り、会員契約の締結、更新又は解除に係る業務の全部又は一部を停止すべきことを命じることができる。なお、この命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。(根拠：法第11条)

イ 業務停止命令を行った場合は、その旨を、九州経済産業局長を通して経済産業大臣に通知する。(別記様式第2による)(根拠：施行令第8条第2項)

ウ 業務停止命令を行った場合には、速やかに、プレス発表を行うとともに、熊本県広報誌等に掲載する。

エ 業務停止命令については、以下の考えに基づき行うものとする。

(ア) 業務停止命令の内容としては、例えば、「新規の会員契約締結の停止」が考えられる。

(イ) 業務停止命令の対象となった事業者等の主たる事務所が他の都道府県の区域内にある場合は、当該都道府県知事にも通知する。

## (3) 法第17条に基づく報告の徴収及び立入検査

報告及び立入検査は、上記指示及び業務停止命令に係る事務に必要な場合に、行うこととする。

ア 報告の聴取

事業者等に対し報告を求めることができる事項は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事項とする。(根拠：施行令第6条)

<p>会員制事業者</p>	<p>(ア) 当該会員制事業者が行う会員制事業に関する事項  (イ) 当該会員制事業者が締結する会員契約の内容及びその履行に関する事項  (ウ) 当該会員制事業者が行う会員契約の募集に関する事項  (エ) 当該会員制事業者が法第9条の規定により備え置くべき書類及びその閲覧に関する事項</p>
<p>会員契約代行者</p>	<p>(ア) 当該会員契約代行者が行う会員契約の締結又は更新についての勧誘に関する事項  (イ) 当該会員契約代行者が行う会員契約の締結の代理又は媒介に関する事項  (ウ) 当該会員契約代行者が行う会員契約に関する事項についての広告に関する事項。</p>

イ 報告徴収を行った場合は、その旨を、九州経済産業局長を通して、経済産業大臣に通知する。(別記様式第3による)

ウ 報告徴収ができる事項の具体的内容については、トラブルの内容から判断することとなるが、その具体的内容は以下の通りである。

- (ア) 広告に際しての不当行為の有無。
- (イ) 募集のためのマニュアル等があれば、当該マニュアル等。
- (ウ) 募集に際しての不当行為の有無。
- (エ) 会員契約の締結をしようとするとき又は会員契約を締結したときに会員に交付する書面の記載内容。
- (オ) 会員契約に基づく債務の履行の状況。
- (カ) 法第9条の規定により備え置くべき書類及びその閲覧の状況。
- (キ) その他、必要なもの。

エ 立入検査については、別添「熊本県ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律に基づく立入検査要領」による。

(別記様式第1)

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律第10条の規定に基づく  
に対する指示通知書

経済産業大臣

様

平成 年 月 日  
熊本県知事 印

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律第10条の規定に基づき、以下の通り指示を行ったので通知します。

指示年月日	
事業者名	
(代表者氏名)	
主たる事務所の所在地	
指示を行うに至った経緯	
指示の内容	
その他特記すべき事項	

(別記様式第2)

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律第11条の規定に基づく  
に対する業務停止命令通知書

経済産業大臣

様

平成 年 月 日  
熊本県知事 印

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律第11条の規定に基づき、以下の通り業務停止命令を行ったので通知します。

業務停止命令年 月日	
事業者名	
(代表者氏名)	
主たる事務所の 所在地	
業務停止命令を 行うに至った経 緯	
業務停止命令の 内容	
公表の方法	
その他特記すべ き事項	

(別記様式第3)

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律第17条第1項の規定に基づく  
に対する報告徴収結果報告書

平成 年 月 日  
熊本県

担当部課名	
担当官名	
報告徴収年月日	
報告事業者名	
(代表者氏名)	
主たる事務所の所在地	
報告徴収を行うに至った経緯	
報告徴収の内容	
その他特記すべき事項	